



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 103 2013年06月18日

マレーシア意匠法改正施行について

Malaysia- Industrial Designs (Amendment) Act 2013

2013年07月01日付で、マレーシアの意匠法が改正・施行されます。

改正要点は下記の通りです。

1. 登録要件として、世界新規性が採用される。
(対象案件:2013年07月01日以降に出願される意匠のみ。それ以前に出願の意匠は国内新規性のみが条件)。
2. 意匠権の権利期間が、15年から25年に伸長される(更新は5年毎)。
(対象案件:2013年07月01日以降に出願の意匠および、2013年07月01日の時点で係属中もしくは有効なすべての意匠)
3. 意匠権は、他の人的財産もしくは動産と同様に担保設定の対象となりえる。
4. 意匠権の権利者変更の登録は6ヶ月以内に行わなければならない。6ヶ月以内に行わない場合、侵害訴訟において、裁判所は新たな権利者に対する訴訟費用の裁定を行わない。
5. 意匠権の登録に際して、従来の Government Gazette に代わり、Official Journal が創設される。

以上

情報提供:Henry Goh & Co. Sdn. Bhd.(マレーシア)